

議案第100号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年4月1日付けで兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体について、北播磨清掃事務組合の脱退及び市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年多可町兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「北播磨清掃事務組合」を「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の新旧対照表

現 行	改 正
別表第1号表（第2条関係）	別表第1号表（第2条関係）
洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合	洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合